



山形県公報

平成29年2月28日(火)
第2823号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……135
- 農用地利用配分計画の認可……………(農村計画課) ……同
- 宅地建物取引業者に対する業務停止命令の処分……………(建築住宅課) ……136

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……137

## 告 示

### 山形県告示第122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 定員 | 指定年月日       |
|------------------------------|------------------------------|-------------|----|-------------|
| TAKY'S合同会社<br>南陽市二色根2番地の10   | 指定共同生活事業所われら<br>南陽市二色根2番地の10 | 共同生活援助      | 7名 | 平成29. 2. 20 |

### 山形県告示第123号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地              |
|-----------------------|----------------|----------------------------|
| 山形市                   | 11者            | 山形市馬洗場67番ほか57筆             |
| 上山市                   | 10者            | 上山市宮脇字監物前147番3ほか40筆        |
| 中山町                   | 3者             | 東村山郡中山町大字向新田字向野483番ほか8筆    |
| 寒河江市                  | 9者             | 寒河江市大字高屋字台下1354番ほか23筆      |
| 河北町                   | 85者            | 西村山郡河北町大字岩木字原ノ内2572番ほか394筆 |

|      |     |                            |
|------|-----|----------------------------|
| 大江町  | 2者  | 西村山郡大江町大字富沢字大山960番105ほか4筆  |
| 村山市  | 28者 | 村山市大字楯岡字飯島7713番ほか83筆       |
| 尾花沢市 | 7者  | 尾花沢市大字鶴子字原の内125番2ほか33筆     |
| 大石田町 | 15者 | 北村山郡大石田町大字大浦字中田2220番ほか80筆  |
| 鮭川村  | 3者  | 最上郡鮭川村大字川口字古問屋4903番ほか15筆   |
| 米沢市  | 5者  | 米沢市大字上新田字入生田361番2ほか54筆     |
| 南陽市  | 2者  | 南陽市沖田字中ノ坪120番1ほか6筆         |
| 川西町  | 13者 | 東置賜郡川西町大字西大塚字松森2252番ほか139筆 |
| 白鷹町  | 4者  | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字飯詰沢一145番2ほか23筆 |
| 飯豊町  | 8者  | 西置賜郡飯豊町大字中字北中里2610番ほか38筆   |
| 鶴岡市  | 64者 | 鶴岡市谷定字白山358番ほか527筆         |
| 酒田市  | 18者 | 酒田市漆曾根字大谷地62番1ほか224筆       |
| 三川町  | 3者  | 東田川郡三川町大字助川字中道54番ほか11筆     |
| 庄内町  | 12者 | 東田川郡庄内町肝煎字清水田76番ほか356筆     |
| 遊佐町  | 12者 | 飽海郡遊佐町当山字桜林592番ほか49筆       |

## 2 認可年月日

平成29年2月21日

## 山形県告示第124号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の業務の停止命令の処分をした。

平成29年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 宅地建物取引業者の名称及び代表者氏名並びに住所

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社富士不動産

代表取締役 八木 邦浩

## (2) 住所

長井市四ツ谷二丁目1番31号

## 2 業務の停止を命ずる事務所の名称及び所在地

## (1) 名称

株式会社富士不動産

## (2) 所在地

長井市四ツ谷二丁目1番31号

- 3 業務の停止期間  
平成29年3月8日から起算して15日間
- 4 業務の停止を命ずる範囲  
業務の全部

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成29年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成29年2月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人パートナーシップオフィス
  - (2) 代表者の氏名  
西村 修
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市大町13番1号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、市民の自発的、主体的なNPO活動の発展を目指し、公共的な活動分野における協働を促進するとともに、それぞれの活動分野
    - ①保健、医療または福祉の増進
    - ②社会教育の推進
    - ③まちづくりの推進
    - ④文化、芸術またはスポーツの振興
    - ⑤環境の保全
    - ⑥災害救援
    - ⑦地域安全
    - ⑧人権の擁護または平和の推進
    - ⑨国際協力
    - ⑩男女共同参画社会の形成の推進
    - ⑪子どもの健全育成
    - ⑫これらの活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助に関わるセクターに共通する活動基盤の整備を図り、地域等の公共的な課題に対応し、多様で自立した社会の実現につながる活動の育成支援を行うことを目的とする。

平成29年2月28日印刷  
平成29年2月28日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県